

# 参 考 資 料

令和 5 年 9 月

市 議 会 定 例 会

# 目 次

	内 容	頁
認定第 1 号	令和 4 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認定第 2 号	令和 4 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 3 号	令和 4 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 4 号	令和 4 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 5 号	令和 4 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 6 号	令和 4 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 7 号	令和 4 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	2
認定第 8 号	令和 4 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	3
報告第 8 号	令和 4 年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告	4
報告第 9 号	令和 4 年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算報告	5
報告第 10 号	令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	6
議案第 77 号	寝屋川市立幼保連携型認定こども園条例の制定	10
議案第 78 号	寝屋川市立療育・自立センター条例の一部改正	12
議案第 79 号	寝屋川市保健所事務手数料条例及び寝屋川市旅館業法施行条例の一部改正	19

	内 容	頁
議案第 80 号	寝屋川市学校給食センター条例の制定	32
議案第 86 号	工事請負契約の締結（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（建築主体工事））	34
議案第 87 号	工事請負契約の締結（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（電気設備工事））	37
議案第 88 号	工事請負契約の締結（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（機械設備工事））	41
議案第 89 号	工事請負契約の締結（第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事）	45
議案第 90 号	工事請負契約の締結（田井西公園外 1 公園整備工事）	49
議案第 91 号	工事請負契約の変更	55
議案第 92 号	財産の取得	56
議案第 93 号	令和 4 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	58
議案第 94 号	令和 4 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	59



(認定第 1 号～認定第 6 号関係)

令和4年度 寝屋川市会計別決算状況

会計区分		歳入総額	歳出総額	歳差引額	出入歳引額	翌り繰り越す歳入歳出額	実質収支額	前年度実質収支額	年度収支額	単年度収支額
一	一般会計	106,698,227	105,430,387	1,267,840	126,945	1,140,895	1,134,725	6,170		
	国民健康保険特別会計	25,847,451	25,531,913	315,538	0	315,538	471,215	△ 155,677		
	介護保険特別会計	22,729,550	22,515,416	214,134	0	214,134	152,476	61,658		
	後期高齢者医療特別会計	4,239,456	4,025,179	214,277	0	214,277	191,486	22,791		
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	45,987	40,037	5,950	0	5,950	6,402	△ 452		
	合計	159,560,671	157,542,932	2,017,739	126,945	1,890,794	1,956,304	△ 65,510		

[根拠法令]

地方自治法第233条第3項

## 令和4年度 寝屋川市水道事業会計決算状況

(1) 収益の収入及び支出

(単位：千円)

項目 年度	水道事業収益 A	水道事業費 B	差引 A - B	税抜処理に よる増減額	純利益	利益剰余金
令和4年度	4,145,095	3,670,821	474,274	△ 120,354	353,920	6,114,246

(注) 水道事業収益、水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

項目 年度	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A - B
令和4年度	679,929	1,967,063	△ 1,287,134

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,287,134千円は、建設改良積立金500,000千円、

消費税及び地方消費税資本的収支調整額120,354千円、

損益勘定留保資金666,780千円で補てんした。

[根拠法令]

地方公営企業法第30条第4項

# 令和4年度 寝屋川市下水道事業会計決算状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

項目 年度	下水道事業収益 A	下水道事業費 B	差引 A-B	税抜処理に よる増減額	純利益	利益剰余金
令和4年度	5,667,455	5,112,605	554,850	△ 162,912	391,938	1,660,948

(注) 下水道事業収益、下水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

項目 年度	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A-B
令和4年度	4,968,081	7,719,722	△ 2,751,641

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,751,641千円は、減債積立金500,000千円、

消費税及び地方消費税資本的収支調整額162,912千円、

損益勘定留保資金2,088,729千円で補てんした。

[根拠法令]

地方公営企業法第30条第4項

(報告第 8 号関係)

令和4年度寝屋川市一般会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画							実 績							比 較						
				左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳					
				年割額	特 定 財 源			一般財源	特 出 金	特 定 財 源		一般財源	特 出 金	特 定 財 源		一般財源	特 出 金		特 定 財 源		一般財源			
					国 府 支 出 金	地 方 債				其 他				国 府 支 出 金	地 方 債				其 他	国 府 支 出 金		地 方 債	其 他	
6 土 木 費	4 都 市 計 画 費	対馬江 大利線 整備事 業橋梁 工事	令和 元	円	7,200,000	5,400,000	1,800,000	0	7,200,000	5,400,000	1,800,000	0	円	7,200,000	5,400,000	1,800,000	0	円	7,200,000	5,400,000	1,800,000	0		
			2	円	18,800,000	14,100,000	4,200,000	500,000	18,800,000	14,100,000	4,200,000	500,000	円	18,800,000	14,100,000	4,200,000	500,000	円	18,800,000	14,100,000	4,200,000	500,000		
			3	円	396,000,000	297,000,000	89,100,000	9,900,000	296,000,000	222,000,000	66,600,000	7,400,000	296,000,000	222,000,000	66,600,000	7,400,000	296,000,000	222,000,000	66,600,000	7,400,000	296,000,000	222,000,000	66,600,000	
			4	円	279,609,000	209,706,000	62,900,000	7,003,000	379,608,600	284,706,000	85,400,000	9,502,600	379,608,600	284,706,000	85,400,000	9,502,600	379,608,600	284,706,000	85,400,000	9,502,600	379,608,600	284,706,000	85,400,000	
計	円	701,609,000	526,206,000	158,000,000	0 17,403,000	701,608,600	526,206,000	158,000,000	0 17,402,600	701,608,600	526,206,000	158,000,000	0 17,402,600	701,608,600	526,206,000	158,000,000	0 17,402,600	701,608,600	526,206,000	158,000,000	0 17,402,600			
8 教 育 費	2 小 学 校 費	市 立 小 中 学 校 給 食 調 理 場 建 設 工 事	令和 3	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円	0	0	0	0	円	0	0	0		
			4	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円	0	0	0	円	0	0	0		
			計	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円	0	0	0	円	0	0	0	
			令和 3	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円	0	0	0	0	円	0	0	0	
4	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円	0	0	0	0	円	0	0	0			
計	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円	0	0	0	0	円	0	0	0			



(報告第 9 号関係)

令和4年度寝屋川市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較					
				年割額	左の財源			支私義務額	左の財源			年割額と支払義務発生額の差	左の財源			損留	益助定資金等
					国庫補助金	業債	損留保資金等		国庫補助金	業債	損留保資金等		国庫補助金	業債	損留保資金等		
			令和2	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				59,138,000	0	35,400,000	23,738,000	0	0	0	59,138,000	0	0	0	35,400,000	23,738,000	0
			3	354,828,000	0	212,800,000	142,028,000	216,849,470	0	160,300,000	56,549,470	137,978,530	0	52,500,000	85,478,530	0	0
			4	177,414,000	0	106,400,000	71,014,000	278,245,130	0	89,000,000	189,245,130	△ 100,891,130	0	17,400,000	△ 118,231,130	0	0
			計	591,380,000	0	354,600,000	236,780,000	495,094,600	0	249,300,000	245,794,600	96,285,400	0	105,300,000	△ 9,014,600	0	0

[根拠法令]  
地方公営企業法施行令第18条の2第2項

# 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告

[根拠法令]

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項

## 1 健全化判断比率

### (1) 実質赤字比率

[ 実質赤字比率とは、一般会計等(いわゆる普通会計)の  
実質収支の標準財政規模に対する比率。 ]

(単位：千円、%)

会 計 名	実質収支額
一 般 会 計	1, 140, 895
公共用地先行取得事業特別会計	0
母子寡婦福祉資金 貸付金特別会計	0
計	1, 140, 895
標 準 財 政 規 模	49, 204, 060
実 質 赤 字 比 率	— (△ 2. 31)

※1 実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示。

※1

### (2) 連結実質赤字比率

[ 連結実質赤字比率とは、全会計の実質収支額(企業会計  
は資金不足額)の標準財政規模に対する比率。 ]

(単位：千円、%)

会 計 名	実質収支額及び 資金不足・剰余額
一 般 会 計	1, 140, 895
公共用地先行取得事業特別会計	0
母子寡婦福祉資金 貸付金特別会計	0
国民健康保険特別会計	315, 538
介護保険特別会計	214, 134
後期高齢者医療特別会計	214, 277
水道事業会計	6, 157, 783
下水道事業会計	1, 269, 600
計	9, 312, 227
標 準 財 政 規 模	49, 204, 060
連 結 実 質 赤 字 比 率	— (△ 18. 92)

※2 連結実質赤字比率については、全会計の連結実質赤字額がないため「—」と表示。

※2

### (3) 実質公債費比率

〔 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計並びに一部事務組合等の準元利償還金の標準財  
政規模に対する比率。〕

	①	②	③	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
	公債費に充当した一般財源 (一借利子含む) ※3 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕	標準財政規模	地方債の償還に對して 交付税標準財政需要額 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕		
令和2年度	5,142,713	48,152,905	5,874,016	△ 1.72971	
令和3年度	5,731,371	50,398,867	6,089,777	△ 0.80888	△ 1.2
令和4年度	5,254,431	49,204,060	5,781,921	△ 1.21480	

※3 繰上償還、満期一括償還等に係る公債費は除く。

(単位：千円、%)

#### (4) 将来負担比率

[ 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。 ]

##### 将来負担額

(単位：千円)						
地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業会計及び一部事務組合等の公債費に対する一般会計の負担見込額	退職負担見込額	職手当見込額	設立法人の債見込額(損失補償債務等)	連結実質赤字額
58,836,780	0	12,121,347	5,909,379	2,155	0	将来負担額合計 ① 76,869,661

##### 充当可能財源等

(単位：千円)	
充当可能財源(都市計画税等)	充当可能財源等合計 ②
18,540,562	125,093,264

##### 将来負担比率

(単位：千円)	
標準財政規模 ③	将来負担比率 (%) $\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{③}-\text{④}} \times 100$
49,204,060	5,781,921 (△111.0)

※4

※4 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「-」と表示。

## 2 資金不足比率

[ 資金不足比率とは、公営企業会計の資金の不足額の事業規模に対する比率。 ]

### (1) 水道事業会計

流動負債	流動資産		解除財源	解除額	解消可能資金不足額	資金不足額	事業規模	資金不足比率 (%)
	控除額	③						
①	②	③	④	⑤	⑥	(① - ②) - (③ - ④) - ⑤ = ⑦	⑧	⑦ / ⑧ × 100
1,185,091	518,766	6,840,895	0	16,787	0	△ 6,174,570	2,902,354	— (△212.7)

※1

### (2) 下水道事業会計

流動負債	流動資産		解除財源	解除額	解消可能資金不足額	資金不足額	事業規模	資金不足比率 (%)
	控除額	③						
①	②	③	④	⑤	⑥	(① - ②) - (③ - ④) - ⑤ = ⑦	⑧	⑦ / ⑧ × 100
5,667,878	4,693,972	2,243,506	0	0	0	△ 1,269,600	4,438,665	— (△28.6)

※1

※1 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示。

## 寝屋川市立幼保連携型認定こども園条例 の制定

### 1 制定理由

「寝屋川市立中央幼稚園及びコスモス保育所の寝屋川市立まあぶるこども園星の学舎への移行」並びに「寝屋川市立南幼稚園及びあざみ保育所の寝屋川市立まあぶるこども園月の学舎への移行」に当たり、幼保連携型認定こども園を設置するため、制定する。

### 2 制定内容

#### (1) 設置(第1条関係)

『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律』第12条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園を設置する。

#### (2) 名称及び位置(第2条関係)

名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
寝屋川市立まあぶるこども園 星の学舎	大阪府寝屋川市長栄寺町22番13号
寝屋川市立まあぶるこども園 月の学舎	大阪府寝屋川市下木田町16番53号

#### (3) 定員(第3条関係)

定員は、規則で定める。

#### (4) 入園資格(第4条関係)

幼保連携型認定こども園に入園することができる者は、次に掲げる子どもとする。

ア 寝屋川市の区域内に住所を有する子ども(その保護者が現に教育・保育給付認定〔=当該小学校就学前子どもに関する①教育・保育給付を受ける資格を有すること、②1号認定(教育標準時間認定)・2号認定(3歳以上・保育認定)・3号認定(3歳未満・保育認定)の区分、③保育必要量の認定〕を受けている者に限る。)であって、次のいずれかに該当するもの

(7) 小学校就学の始期前2年から小学校就学の始期に達するまでの者

(4) 小学校就学の始期に達するまでの保育を必要とする者

イ アのほか、緊急その他の特別の事情があることにより、幼保連携型認定こども園において教育又は保育を行う必要があると市長が認める子ども

(5) 入園の手続（第5条関係）

幼保連携型認定こども園に入園することを希望する子どもの保護者は、規則で定めるところにより、入園の手続を行わなければならない。

(6) 利用料（第6条関係）

利用料は、公定価格〔＝特定教育・保育等に要する費用の額（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）〕に相当する額とする。

(注) 利用料は、“『地方自治法』による公の施設の使用料”に該当する。

ただし、制度上、公定価格のうち、施設型給付費は、公費負担とされている。

※ 公定価格＝施設型給付費〔公費負担額〕＋利用者負担額〔(7)の保育料〕

(7) 保育料の納付（第7条関係）

ア 幼保連携型認定こども園を利用する子どもの保護者は、保育料を納付しなければならない。

イ 保育料の額は、特定教育・保育施設の利用者負担額として定める額〔＝『寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則』に定める利用者負担額〕に相当する額とする。

(8) 委任（第8条関係）

本条例の施行その他幼保連携型認定こども園の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(9) 附則

ア 施行期日

令和6年4月1日（イの準備行為は、公布の日）

イ 準備行為

市長は、施行期日前においても、入園の手続その他の本条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

## 寝屋川市立療育・自立センター条例の一部改正

### 1 改正理由

『児童福祉法』の改正により、医療型児童発達支援センターについて児童発達支援センターに一元化するものとされた\*ことに伴い、療育・自立センターの施設〔あかつき園及びひばり園・第2ひばり園〕につき所要の規定の整備を行うため、一部改正を行う。

\* 児童発達支援センターの類型(福祉型・医療型)の一元化

〔改正前〕

施設	対象	支援内容
医療型児童発達支援センター	肢体不自由児	福祉的支援 + 治療(リハビリテーション)
福祉型児童発達支援センター	全ての障害児	福祉的支援

〔改正後〕

施設	対象	支援内容
児童発達支援センター	全ての障害児	福祉的支援 〔+ 肢体不自由児の治療〕 ※ これまで医療型で行ってきた治療は、引き続き実施できる。

### 2 主な改正内容

※ 改正の要旨

〔改正前〕

施設	名称	支援内容
医療型児童発達支援センター	あかつき園	福祉的支援 + 治療(診療)
福祉型児童発達支援センター	ひばり園 第2ひばり園	福祉的支援

〔改正後〕

施設	対象	支援内容
児童発達支援センター	あかつき園 ひばり園 第2ひばり園	福祉的支援 あかつき園では、引き続き、 肢体不自由児の診療も行う。



(1) 施設（第3条関係）

医療型児童発達支援センター〔あかつき園〕及び福祉型児童発達支援センター〔ひばり園・第2ひばり園〕を、児童発達支援センター〔あかつき園・ひばり園・第2ひばり園〕に一元化する。

(2) 利用者負担額（第8条関係）

あかつき園・ひばり園・第2ひばり園の利用者が支払う利用者負担額について、児童発達支援センターの一元化に伴う規定の整理を行う。

〈備考〉

利用者負担額は、あかつき園にあつては①及び②の合算額とし、ひばり園・第2ひばり園にあつては①の額とすることとする。

① 「障害児通所支援を受けた障害児の保護者」の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額

② 「肢体不自由児通所医療を受けた障害児の保護者」の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額

(3) 事業（第20条（第22条）関係）

あかつき園・ひばり園・第2ひばり園の事業について、児童発達支援センターの一元化に伴う規定の整理を行う。

〈備考〉

あかつき園・ひばり園・第2ひばり園は、次に掲げる事業（③にあつては、あかつき園に限る。）を行うこととする。

① 障害児の療育及び生活指導に関すること。

② 障害児の相談業務に関すること。

③ 肢体不自由児の診療に関すること。

④ その他、市長が必要と認める事業

(4) その他〔利用者の資格（第21条（第23条）関係）など〕

あかつき園・ひばり園・第2ひばり園に関する規定について、児童発達支援センターの一元化に伴う規定の整理を行う。

(5) 附則

施行期日 令和6年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市立療育・自立センター条例

No.1

改正案	現行																
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>あかつき園、ひばり園及び第2ひばり園 (第11条・第12条)</u></p> <p>第4章 <u>あかつき・ひばり歯科診療所 (第13条 - 第15条)</u></p> <p>第5章 <u>あかつき・ひばり療育相談室 (第16条・第17条)</u></p> <p>第6章 <u>すばる・北斗福祉作業所 (第18条・第19条)</u></p> <p>第7章 <u>大谷の里 (第20条・第21条)</u></p> <p>第8章 <u>雑則 (第22条)</u></p> <p>附則 (施設)</p> <p>第3条 療育・自立センターに、次の各号に掲げる施設を置く。 (1) <u>児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第43条に規定する児童発達支援センター</u> (削る)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>2 前項に規定する施設の名称は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">施設</th> <th style="width: 20%;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">児童発達支援センター</td> <td style="text-align: center;">あかつき園</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">ひばり園</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2ひばり園</td> </tr> </tbody> </table>	施設	名称	児童発達支援センター	あかつき園		ひばり園		第2ひばり園	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>あかつき園 (第20条・第21条)</u></p> <p>第4章 <u>ひばり園及び第2ひばり園 (第22条・第23条)</u></p> <p>第5章 <u>あかつき・ひばり歯科診療所 (第24条 - 第26条)</u></p> <p>第6章 <u>あかつき・ひばり療育相談室 (第27条・第28条)</u></p> <p>第7章 <u>すばる・北斗福祉作業所 (第29条・第30条)</u></p> <p>第8章 <u>大谷の里 (第31条・第32条)</u></p> <p>第9章 <u>雑則 (第33条)</u></p> <p>附則 (施設)</p> <p>第3条 療育・自立センターに、次の各号に掲げる施設を置く。 (1) <u>児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター</u> (2) <u>児童福祉法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター</u> (3)~(5) (略)</p> <p>2 前項に規定する施設の名称は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">施設</th> <th style="width: 20%;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医療型児童発達支援センター</td> <td style="text-align: center;">あかつき園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉型児童発達支援センター</td> <td style="text-align: center;">ひばり園</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2ひばり園</td> </tr> </tbody> </table>	施設	名称	医療型児童発達支援センター	あかつき園	福祉型児童発達支援センター	ひばり園		第2ひばり園
施設	名称																
児童発達支援センター	あかつき園																
	ひばり園																
	第2ひばり園																
施設	名称																
医療型児童発達支援センター	あかつき園																
福祉型児童発達支援センター	ひばり園																
	第2ひばり園																

改 正 案		現 行	
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 療育・自立センターの管理に関する業務は、法第244条の2第3項の規定により、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる施設（以下「療育施設」という。）及び同項第4号に掲げる施設（以下「自立施設」という。）ごとに、それぞれ指定管理者により行わせることができる。この場合において、これらの施設の指定管理者が同一の者となることを妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第8条 指定管理者は、前条の利用契約を締結した者が同条の施設を利用する場合にあつては、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める額の支払を当該利用者に対して求めることができる。</p> <p>(1) あかつき園にあってはア及びイに掲げる額の合算額、ひばり園及び第2ひばり園にあってはアに掲げる額</p> <p>ア 児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額</p> <p>イ 児童福祉法第21条の5の29第2項に規定する政令で定める額。ただし、当該政令で定める額が、同項の規定により健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 療育・自立センターの管理に関する業務は、法第244条の2第3項の規定により、第3条第1項第1号から第4号までに掲げる施設（以下「療育施設」という。）及び同項第5号に掲げる施設（以下「自立施設」という。）ごとに、それぞれ指定管理者により行わせることができる。この場合において、これらの施設の指定管理者が同一の者となることを妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第8条 指定管理者は、前条の利用契約を締結した者が同条の施設を利用する場合にあつては、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める額の支払を当該利用者に対して求めることができる。</p> <p>(1) あかつき園 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額</p> <p>イ 児童福祉法第21条の5の28第2項に規定する政令で定める額。ただし、当該政令で定める額が、同項の規定により健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額とする。</p> <p>(2) ひばり園及び第2ひばり園 児童福祉法第21条の5の3</p>		

改正案	現行
<p>(2) (略)</p> <p>(利用者負担額等の収受)</p> <p>第9条 市長は、前条並びに第15条第1項及び第2項の規定により指定管理者に支払われた額を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>第3章 <u>あかつき園、ひばり園及び第2ひばり園</u></p> <p>(事業)</p> <p>第11条 <u>あかつき園、ひばり園及び第2ひばり園は、児童福祉法第43条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(第3号に掲げる事業にあつては、あかつき園に限る。)を行う。</u></p> <p>(1) <u>障害児</u> の療育及び生活指導に関すること。</p> <p>(2) <u>障害児の</u> 相談業務に関すること。</p> <p>(3) <u>肢体不自由児の診療</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業(利用者の資格)</u></p> <p>第12条 <u>あかつき園、ひばり園及び第2ひばり園</u>を利用できる者は、寝屋川市の区域内に住所を有する児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児であつて、その保護者が同法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証 <u>を有している</u> 及びその保護者とする。ただし、指定管理者が特に必要</p>	<p>第2項第2号に掲げる額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用者負担額等の収受)</p> <p>第9条 市長は、前条並びに第26条第1項及び第2項の規定により指定管理者に支払われた額を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>第11条から第19条まで <u>削除</u></p> <p>第3章 <u>あかつき園</u></p> <p>(事業)</p> <p>第20条 <u>あかつき園</u> は、児童福祉法第43条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業</p> <p>を行う。</p> <p>(1) <u>肢体不自由児の療育及び生活指導</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>肢体不自由児の診療及び相談業務</u>に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業(利用者の資格)</u></p> <p>第21条 <u>あかつき園</u> を利用できる者は、寝屋川市の区域内に住所を有する児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児であつて、その保護者が同法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証 (以下「<u>通所受給者証</u>」という。)を有している 及びその保護者とする。ただし、指定管理者が特に必要</p>

改正案	現行
<p>と認められた者については、この限りでない。 (削る)</p> <p>第4章 あかつき・ひばり歯科診療所 第13条～第15条 (略) 第5章 あかつき・ひばり療育相談室 第16条・第17条 (略) 第6章 すばる・北斗福祉作業所 第18条・第19条 (略) 第7章 大谷の里 第20条・第21条 (略) 第8章 雑則</p>	<p>と認められた者については、この限りでない。 第4章 ひばり園及び第2ひばり園 (事業) 第22条 ひばり園及び第2ひばり園は、児童福祉法第43条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 障害児の療育及び生活指導に関すること。 (2) 障害児の相談業務に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 (利用者の資格) 第23条 ひばり園及び第2ひばり園を利用できる者は、寝屋川市の区域内に住所を有する児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児であって、その保護者が通所受給者証を有しているもの及びその保護者とす る。ただし、指定管理者が特に必要と認められた者については、この限りでない。 第5章 あかつき・ひばり歯科診療所 第24条～第26条 (略) 第6章 あかつき・ひばり療育相談室 第27条・第28条 (略) 第7章 すばる・北斗福祉作業所 第29条・第30条 (略) 第8章 大谷の里 第31条・第32条 (略) 第9章 雑則</p>

改正案	現行
第22条 (略) 附則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	第33条 (略)

## 寝屋川市保健所事務手数料条例及び寝屋川市旅館業法施行条例の一部改正

### 1 改正理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための『旅館業法』等の改正〔『生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律』の成立〕により、旅館業その他の生活衛生関係営業等の譲渡に係る手続の整備が行われた\*ことなどに伴い、所要の規定の整備を行うため、一部改正を行う。

\* 『生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律』による改正の概要〔関係部分〕

- 『食品衛生法』、『理容師法』、『興行場法』、『公衆浴場法』、『クリーニング業法』及び『美容師法』の改正

当該営業を譲り受けた者は、営業者(理容所・美容所の開設者)の地位を承継することとされた。〔従前は、譲受人が新たに当該営業の許可(理容所・クリーニング所・美容所にあっては、構造設備の検査)を受けていた。〕

- 『旅館業法』の改正

営業者が旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継することとされた。〔従前は、譲受人が新たに当該営業の許可を受けていた。〕

### 2 改正内容

#### 第1 『寝屋川市保健所事務手数料条例』の一部改正(第1条)

- 1 食品衛生法に関する事務(別表第1関係)、理容師法に関する事務(別表第2関係)、興行場法に関する事務(別表第4関係)、公衆浴場法に関する事務(別表第6関係)、クリーニング業法に関する事務(別表第10関係)、美容師法に関する事務(別表第14関係)

「食品衛生関係営業等及び興行場・浴場業経営の許可申請に対する審査」並びに「理容所・クリーニング所・美容所の構造設備の検査」の手数料について、当該営業を譲り受けた場合に関する規定を削る。

- 2 旅館業法に関する事務(別表第5関係)

「旅館業経営の許可申請に対する審査」の手数料について、当該営業を譲り受

けた場合に関する規定を削るとともに、「旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の承認申請に対する審査」の手数料について、旅館業の譲渡による営業者の地位の承継に係る条項を追加する。

## 第2 『寝屋川市旅館業法施行条例』の一部改正（第2条）

### 1 目的（第1条関係）及び条例で定める事由（第6条関係）

『旅館業法』の改正により、「営業者の地位の承継」に関する規定が設けられたこと及び同法における条項が移動したことに伴い、引用する同法の条項について整理を行う。

## 第3 附則

### 1 施行期日

『生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律』の施行の日

### 2 経過措置

第1による改正後の『寝屋川市保健所事務手数料条例』の規定は、施行期日以後に当該営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号



# 寝屋川市保健所事務手数料条例及び寝屋川市旅館業法施行条例の一部改正

No.1

## 1 寝屋川市保健所事務手数料条例〔第1条関係〕

改正案		現行																					
<p>別表第1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）に関する事務</p> <p>【別紙 改正案】（26ページ～28ページ）</p> <p>別表第2 理容師法（昭和22年法律第234号）に関する事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理容師法第11条の2の規定による検査</td> <td>1件につき16,000円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	理容師法第11条の2の規定による検査	1件につき16,000円							<p>別表第1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）に関する事務</p> <p>【別紙 現行】（29ページ～31ページ）</p> <p>別表第2 理容師法（昭和22年法律第234号）に関する事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理容師法第11条の2の規定による検査</td> <td>1件につき16,000円（理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該理容所の構造及び設備に変更がないときにあつては、12,900円）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	理容師法第11条の2の規定による検査	1件につき16,000円（理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該理容所の構造及び設備に変更がないときにあつては、12,900円）								
区分	金額																						
理容師法第11条の2の規定による検査	1件につき16,000円																						
区分	金額																						
理容師法第11条の2の規定による検査	1件につき16,000円（理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該理容所の構造及び設備に変更がないときにあつては、12,900円）																						
<p>別表第4 興行場法（昭和23年法律第137号）に関する事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項</th> <th style="width: 45%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可の申請に対する審査</td> <td>1件につき18,200円</td> </tr> <tr> <td>常設</td> <td>1件につき18,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	金額	1	興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可の申請に対する審査	1件につき18,200円	常設	1件につき18,200円	2	（略）	（略）	<p>別表第4 興行場法（昭和23年法律第137号）に関する事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項</th> <th style="width: 45%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可の申請に対する審査</td> <td>1件につき18,200円（営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であつて、当該興行場の構造設備に変更がないときにあつては、13,500円）</td> </tr> <tr> <td>常設</td> <td>1件につき8,900円（営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であつて、当該興行場の構造設備に変更がないときにあつては、8,700円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	金額	1	興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可の申請に対する審査	1件につき18,200円（営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であつて、当該興行場の構造設備に変更がないときにあつては、13,500円）	常設	1件につき8,900円（営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であつて、当該興行場の構造設備に変更がないときにあつては、8,700円）	2	（略）	（略）
項	区分	金額																					
1	興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可の申請に対する審査	1件につき18,200円																					
	常設	1件につき18,200円																					
2	（略）	（略）																					
	項	区分	金額																				
1	興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可の申請に対する審査	1件につき18,200円（営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であつて、当該興行場の構造設備に変更がないときにあつては、13,500円）																					
	常設	1件につき8,900円（営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であつて、当該興行場の構造設備に変更がないときにあつては、8,700円）																					
2	（略）	（略）																					

## 改正案

別表第5 旅館業法（昭和23年法律第138号）に関する事務

項	区分	金額
1	旅館業法第3条第1項の規定による旅館業の経営の許可の申請に対する審査	1件につき22,000円
2	(略)	(略)
3	旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定による旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき7,400円

別表第6 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に関する事務

項	区分	金額
1	公衆浴場法第2条第1項の規定による浴場業の経営の許可の申請に対する審査	1件につき22,000円
2	(略)	(略)

## 現行

別表第5 旅館業法（昭和23年法律第138号）に関する事務

項	区分	金額
1	旅館業法第3条第1項の規定による旅館業の経営の許可の申請に対する審査	1件につき22,000円（営業者から当該旅館業を譲り受けた場合であって、当該旅館業の施設の構造設備に変更がないときは、16,300円）
2	(略)	(略)
3	旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき7,400円

別表第6 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に関する事務

項	区分	金額
1	公衆浴場法第2条第1項の規定による浴場業の経営の許可の申請に対する審査	1件につき22,000円（営業者から当該浴場業を譲り受けた場合であって、当該浴場業の営業施設の構造設備に変更がないときは、16,300円）
2	(略)	(略)

改正案		現行	
別表第10 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に関する事務	別表第10 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に関する事務	別表第10 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に関する事務	別表第10 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に関する事務
区分	金額	区分	金額
クリーニング業法第5条の2の規定による検査	1件につき16,000円	クリーニング業法第5条の2の規定による検査	1件につき16,000円（クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該クリーニング所の構造及び設備に変更がないときにあつては、12,900円）
別表第14 美容師法（昭和32年法律第163号）に関する事務	別表第14 美容師法（昭和32年法律第163号）に関する事務	別表第14 美容師法（昭和32年法律第163号）に関する事務	別表第14 美容師法（昭和32年法律第163号）に関する事務
区分	金額	区分	金額
美容師法第12条の規定による検査	1件につき16,000円	美容師法第12条の規定による検査	1件につき16,000円（美容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該美容所の構造及び設備に変更がないときにあつては、12,900円）

2 寝屋川市旅館業法施行条例〔第2条関係〕

改正案		現行	
(趣旨)	(趣旨)	(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項）において準用する場合を含む。以下同じ。）、第3条第4項（法第3条の2第2	第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項）において準用する場合を含む。以下同じ。）、第3条第4項（法第3条の2第2	第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項）において準用する場合を含む。以下同じ。）、第3条第4項（法第3条の2第2	第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項）において準用する場合を含む。以下同じ。）、第3条第4項（法第3条の2第2

改正案	現行
<p>項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第4条第2項及び第5条第1項第4号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき旅館業の許可の制限区域、旅館業の施設について講ずべき措置の基準等及び旅館業の施設の構造設備の基準を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。</p> <p>(法第5条第1項第4号の条例で定める事由)</p> <p>第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第7条 令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 共同浴場を設ける場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃が容易にできる構造であること。</p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき旅館業の許可の制限区域、旅館業の施設について講ずべき措置の基準等及び旅館業の施設の構造設備の基準を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。</p> <p>(法第5条第3号の条例で定める事由)</p> <p>第6条 法第5条第3号の条例で定める事由は、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第7条 令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 共同浴場を設ける場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃が容易にできる構造であること。</p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市保健所事務手数料条例別表第1、別表第2、別表第4、別表第5、別表第6、別表第10及び別表第14の規定は、この条例の施行の日以後に当該営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者について適用し、同日前に当該営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。

【別紙 改正案】

項	区分	金額	
1	法第55条第1項の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	営業を露店（出店の都度組み立てる組立式店舗又は屋台等をいう。以下同じ。）により行う場合にあっては1件につき8,000円、それ以外の場合にあっては1件につき16,000円
		更新の場合	営業を露店により行う場合にあっては1件につき6,400円、それ以外の場合にあっては1件につき12,800円
2	法第55条第1項の規定による調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
		更新の場合	1件につき7,600円
3	法第55条第1項の規定による食肉販売業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
		更新の場合	1件につき7,600円
4	法第55条第1項の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
		更新の場合	1件につき7,600円
5	法第55条第1項の規定による魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
6	法第55条第1項の規定による集乳業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
		更新の場合	1件につき7,600円
7	法第55条第1項の規定による乳処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
8	法第55条第1項の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
9	法第55条第1項の規定による食肉処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円

10	法第55条第1項の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
11	法第55条第1項の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新の場合	1件につき11,200円
12	法第55条第1項の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新の場合	1件につき11,200円
13	法第55条第1項の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
14	法第55条第1項の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
15	法第55条第1項の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
16	法第55条第1項の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
		更新の場合	1件につき12,800円
17	法第55条第1項の規定による氷雪製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
18	法第55条第1項の規定による液卵製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
19	法第55条第1項の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
20	法第55条第1項の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
		更新の場合	1件につき12,800円
21	法第55条第1項の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
		更新の場合	1件につき12,800円
22	法第55条第1項の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新の場合	1件につき11,200円

23	法第55条第1項の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新の場合	1件につき11,200円
24	法第55条第1項の規定による麺類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新の場合	1件につき11,200円
25	法第55条第1項の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
26	法第55条第1項の規定による複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
27	法第55条第1項の規定による冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
28	法第55条第1項の規定による複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
29	法第55条第1項の規定による漬物製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新の場合	1件につき11,200円
30	法第55条第1項の規定による密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円
31	法第55条第1項の規定による食品の小分け業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新の場合	1件につき11,200円
32	法第55条第1項の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新の場合	1件につき16,800円



【別紙 現 行】

項	区分	金額	
1	法第55条第1項の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	営業を露店（出店の都度組み立てる組立式店舗又は屋台等をいう。以下同じ。）により行う場合にあっては1件につき8,000円、それ以外の場合にあっては1件につき16,000円
		更新等の場合	営業を露店により行う場合にあっては1件につき6,400円、それ以外の場合にあっては1件につき12,800円
2	法第55条第1項の規定による調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
		更新等の場合	1件につき7,600円
3	法第55条第1項の規定による食肉販売業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
		更新等の場合	1件につき7,600円
4	法第55条第1項の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
		更新等の場合	1件につき7,600円
5	法第55条第1項の規定による魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
6	法第55条第1項の規定による集乳業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
		更新等の場合	1件につき7,600円
7	法第55条第1項の規定による乳処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
8	法第55条第1項の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
9	法第55条第1項の規定による食肉処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円

10	法第55条第1項の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
11	法第55条第1項の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新等の場合	1件につき11,200円
12	法第55条第1項の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新等の場合	1件につき11,200円
13	法第55条第1項の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
14	法第55条第1項の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
15	法第55条第1項の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
16	法第55条第1項の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
		更新等の場合	1件につき12,800円
17	法第55条第1項の規定による氷雪製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
18	法第55条第1項の規定による液卵製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
19	法第55条第1項の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
20	法第55条第1項の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
		更新等の場合	1件につき12,800円
21	法第55条第1項の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
		更新等の場合	1件につき12,800円
22	法第55条第1項の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新等の場合	1件につき11,200円

23	法第55条第1項の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新等の場合	1件につき11,200円
24	法第55条第1項の規定による麺類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新等の場合	1件につき11,200円
25	法第55条第1項の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
26	法第55条第1項の規定による複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
27	法第55条第1項の規定による冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
28	法第55条第1項の規定による複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
29	法第55条第1項の規定による漬物製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新等の場合	1件につき11,200円
30	法第55条第1項の規定による密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円
31	法第55条第1項の規定による食品の小分け業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
		更新等の場合	1件につき11,200円
32	法第55条第1項の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
		更新等の場合	1件につき16,800円

備考 「更新等の場合」には、許可営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、  
営業施設の構造及び設備に変更がないときを含むものとする。

## 寝屋川市学校給食センター条例の制定

### 1 制定理由

寝屋川市立の小学校 2 校及び中学校 7 校の学校給食の実施に必要な施設として、学校給食センターを設置するため、制定する。

### 2 制定内容

#### (1) 設置 (第 1 条関係)

『学校給食法』第 6 条に規定する共同調理場〔二以上の義務教育諸学校(小学校、中学校等)の学校給食の実施に必要な施設〕として、学校給食センターを設置する。

#### (2) 名称及び位置等 (第 2 条関係)

ア 名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 寝屋川市学校給食センター

位 置 大阪府寝屋川市楠根南町 21 番 1 号

イ 学校給食センターにおいては、次に掲げる小学校及び中学校の学校給食を実施するものとする。

小学校 楠根小学校、望が丘小学校

中学校 第一中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、友呂岐中学校、中木田中学校、望が丘中学校

#### (3) 業務 (第 3 条関係)

学校給食センターは、(2)イによる学校給食の実施に関し、①物資の調達及び管理、②献立の作成、調理及び配送、③食器、食缶等の洗浄、消毒及び保管並びに④その他、教育委員会が必要と認める業務を行う。

#### (4) 職員 (第 4 条関係)

学校給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

#### (5) 委任 (第 5 条関係)

本条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(6) 附則

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 86 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事  
（建築主体工事）

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社前田組	1,200,000,000	落札	1,320,000,000

※ 本案件については、低入札価格調査制度を適用した。

[ 予定価格等 ]

予定価格

1,320,386,100円 (内消費税及び地方消費税の額120,035,100円)

低入札価格調査基準価格

1,148,735,500円 (内消費税及び地方消費税の額104,430,500円)

経 過

令和5年4月7日	制限付一般競争入札の公告
令和5年4月10日 ↳ 令和5年4月13日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和5年6月16日 ↳ 令和5年6月19日	入 札
令和5年6月20日	開 札
令和5年6月23日	仮契約の締結

[ 根拠法令 ]

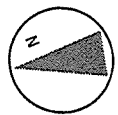
地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

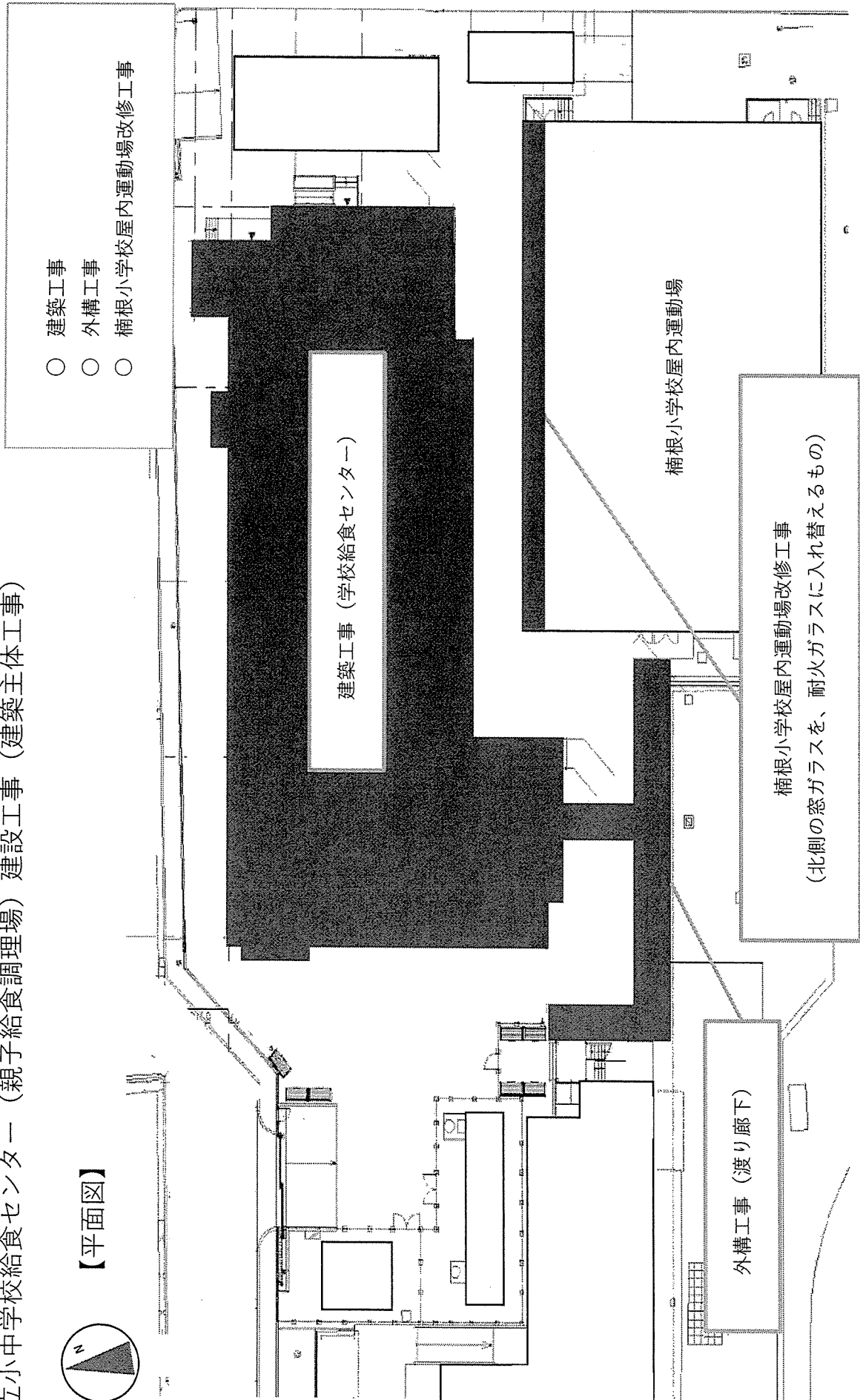
市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（建築主体工事） 工程表

年月日	令和5年10月			令和5年11月			令和5年12月			令和6年1月			令和6年2月			令和6年3月			令和6年4月			令和6年5月			令和6年6月			令和6年7月			令和6年8月			令和6年9月			令和6年10月			令和6年11月			令和6年12月		
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30			
建築工事																																													
外構工事																																													
桶根小学校 屋内運動場 改修工事																																													

市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（建築主体工事）



【平面図】





(議案第 87 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事  
（電気設備工事）

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社共和技電		辞退	
(2)	大栄電気株式会社 大阪支店		辞退	
(3)	中央電設株式会社		辞退	
(4)	東亜エンジニアリング株式会社	272,000,000		
(5)	東邦電気工業株式会社 大阪支店	236,849,000		
(6)	富士古河E & C株式会社 西日本支社	236,849,000	落札	260,533,900

[ 予定価格等 ]

予定価格

299,910,600円 (内消費税及び地方消費税の額27,264,600円)

最低制限価格

260,533,900円 (内消費税及び地方消費税の額23,684,900円)

経 過

令和5年4月14日	制限付一般競争入札の公告
令和5年4月17日 ＼ 令和5年4月20日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和5年6月23日 ＼ 令和5年6月26日	入 札
令和5年6月27日	開 札
令和5年7月5日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

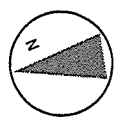
地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

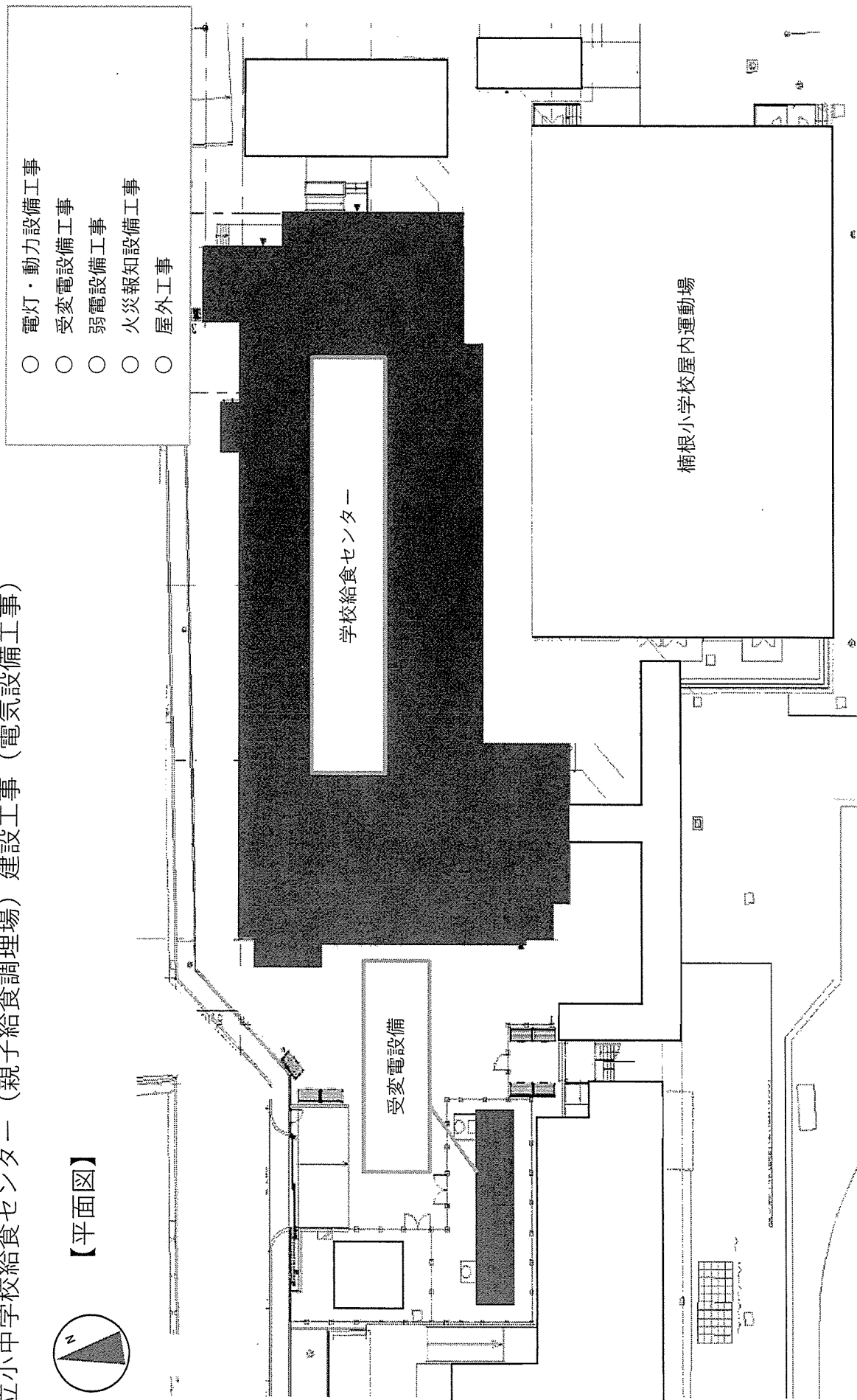
市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（電気設備工事） 工程表

年月日 工事項目	令和6年4月			令和6年5月			令和6年6月			令和6年7月			令和6年8月			令和6年9月			令和6年10月			令和6年11月			令和6年12月					
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
電灯・動力 設備工事	10月20日 配管仕込み 7月20日 電灯設備・動力設備工事 8月20日 電灯設備・動力設備工事																													
受変電設備工事	9月20日 キュービクル工事																													
弱電設備工事	10月20日 構内交換設備・放送設備・呼出設備等工事																													
火災報知 設備工事	9月20日 火災報知設備工事																													
屋外工事	11月20日 構内配電線路・構内通信線路等工事																													

市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（電気設備工事）



【平面図】



(議案第 88 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事  
（機械設備工事）

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	浦安工業株式会社 大阪支店	990,000,000	落札	1,089,000,000
(2)	鳳工業株式会社		辞退	
(3)	株式会社ミヨシテック	1,055,878,000		
(4)	柳生設備株式会社	1,179,000,000		

※ 本案件については、低入札価格調査制度を適用した。

[最低の入札額が低入札価格調査基準価格に満たなかったため、低入札価格調査を行って落札者を決定した。]

[ 予定価格等 ]

予定価格

1,297,074,900円 (内消費税及び地方消費税の額117,915,900円)

低入札価格調査基準価格

1,128,454,800円 (内消費税及び地方消費税の額102,586,800円)

経 過

令和5年4月14日	制限付一般競争入札の公告
令和5年4月17日 ） 令和5年4月20日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和5年6月23日 ） 令和5年6月26日	入 札
令和5年6月27日	開 札
令和5年8月8日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（機械設備工事） 工程表

年月日 工事項目	令和6年4月			令和6年5月			令和6年6月			令和6年7月			令和6年8月			令和6年9月			令和6年10月			令和6年11月			令和6年12月			令和7年1月														
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30												
空気調和 設備工事																																										
給排水設備工事																																										
厨房機器 設備工事																																										
消火設備工事																																										
ガス設備工事																																										
厨房除害 設備工事																																										

配管仕込み

空気調和設備・換気設備工事

制御盤（ブースターポンプ）

給水設備（受水槽）・排水設備・給湯設備工事

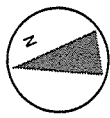
厨房機器配管設備・厨房機器設置工事

消火設備工事

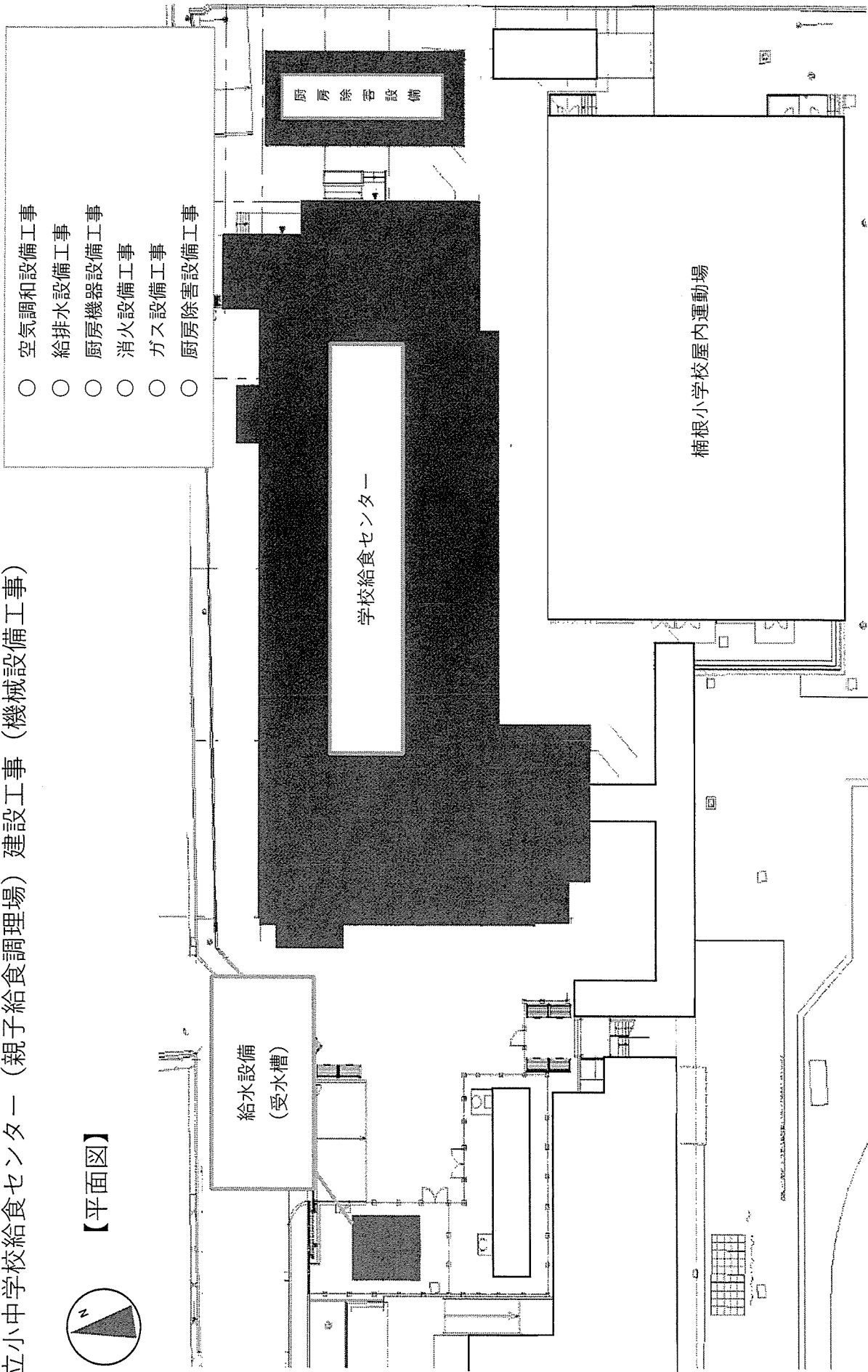
ガス設備工事

厨房除害設備工事

市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（機械設備工事）



【平面図】



- 空気調和設備工事
- 給排水設備工事
- 厨房機器設備工事
- 消火設備工事
- ガス設備工事
- 厨房除害設備工事



(議案第 89 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	有限会社金川建設	173,000,000		
(2)	株式会社喜多工務店		辞退	
(3)	株式会社共豊興業	170,000,000		
(4)	株式会社近畿総合土建	142,937,000		
(5)	株式会社K G コンストラクション		辞退	
(6)	株式会社佐々木産業	142,937,000		
(7)	林建設株式会社	142,937,000	落札	157,230,700
(8)	株式会社前田組		辞退	

[ 予定価格等 ]

予定価格

190,667,400円 (内消費税及び地方消費税の額17,333,400円)

最低制限価格

157,230,700円 (内消費税及び地方消費税の額14,293,700円)

経 過

令和5年5月26日	制限付一般競争入札の公告
令和5年5月29日 ↳ 令和5年6月1日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和5年7月7日 ↳ 令和5年7月10日	入 札
令和5年7月11日	開 札
令和5年7月26日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

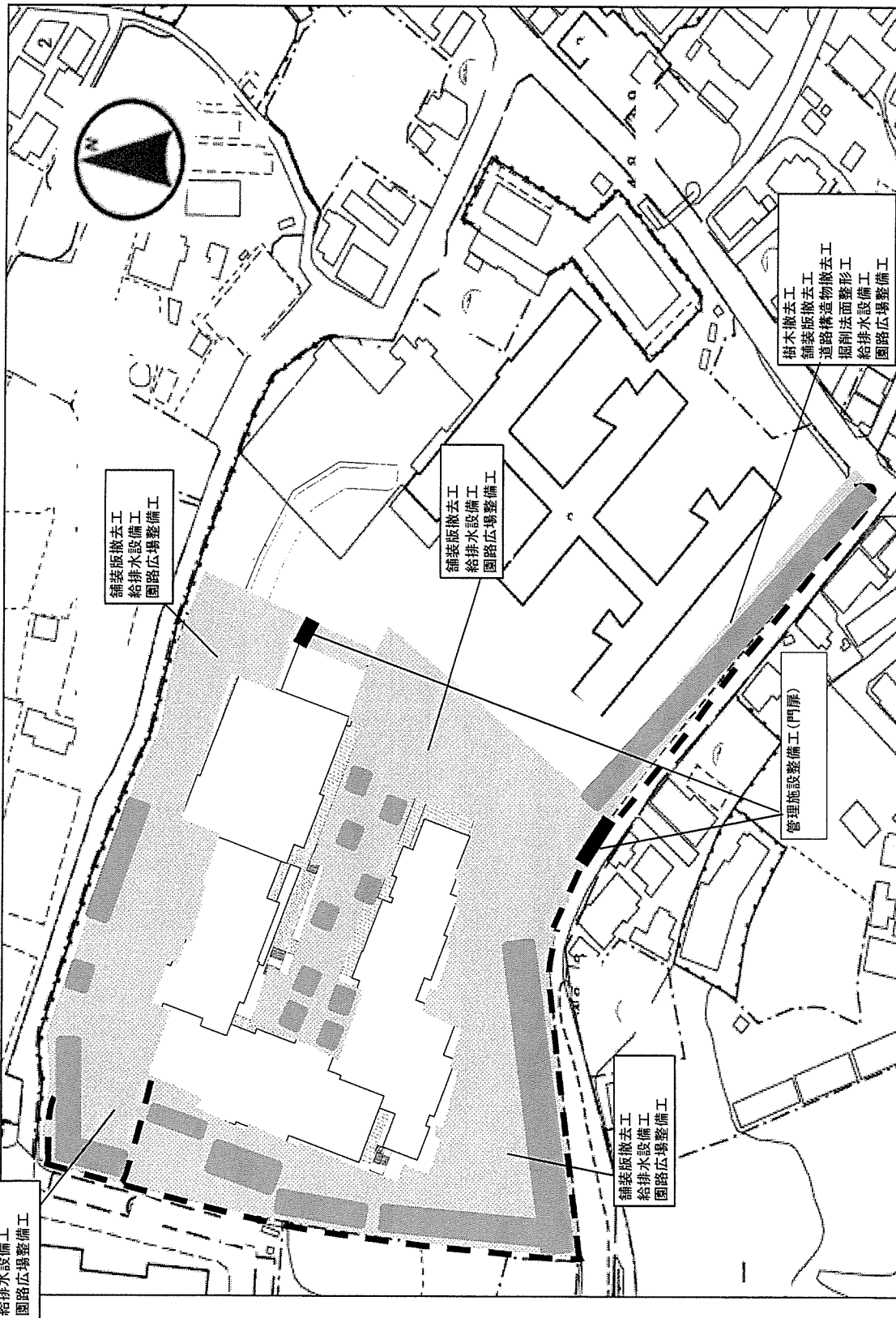
地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事 工程表

年月日 工事項目	令和5年10月			令和5年11月			令和5年12月			令和6年1月			令和6年2月			令和6年3月			
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
外構工事																			
樹木撤去工																			
舗装版撤去工																			
道路構造物撤去工																			
掘削法面整形工																			
植栽工																			
給排水設備工																			
園路広場整備工																			
管理施設整備工																			

第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事



- 植栽工
- 管理施設整備工(フェンス)

(議案第 90 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 田井西公園外 1 公園整備工事

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	有限会社金川建設		辞退	
(2)	株式会社喜多工務店	141,514,000		
(3)	株式会社共豊興業		辞退	
(4)	株式会社近畿総合土建	141,514,000		
(5)	株式会社KGコンストラクション		辞退	
(6)	株式会社佐々木産業	141,514,000		
(7)	株式会社竹村建設	141,514,000	落札	155,665,400
(8)	株式会社長谷川建設	141,514,000		
(9)	林建設株式会社	141,514,000		

[ 予定価格等 ]

予定価格

187,359,700円 (内消費税及び地方消費税の額17,032,700円)

最低制限価格

155,665,400円 (内消費税及び地方消費税の額14,151,400円)

経 過

令和5年4月28日	制限付一般競争入札の公告
令和5年5月8日 ） 令和5年5月11日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和5年6月16日 ） 令和5年6月19日	入 札
令和5年6月20日	開 札
令和5年6月26日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

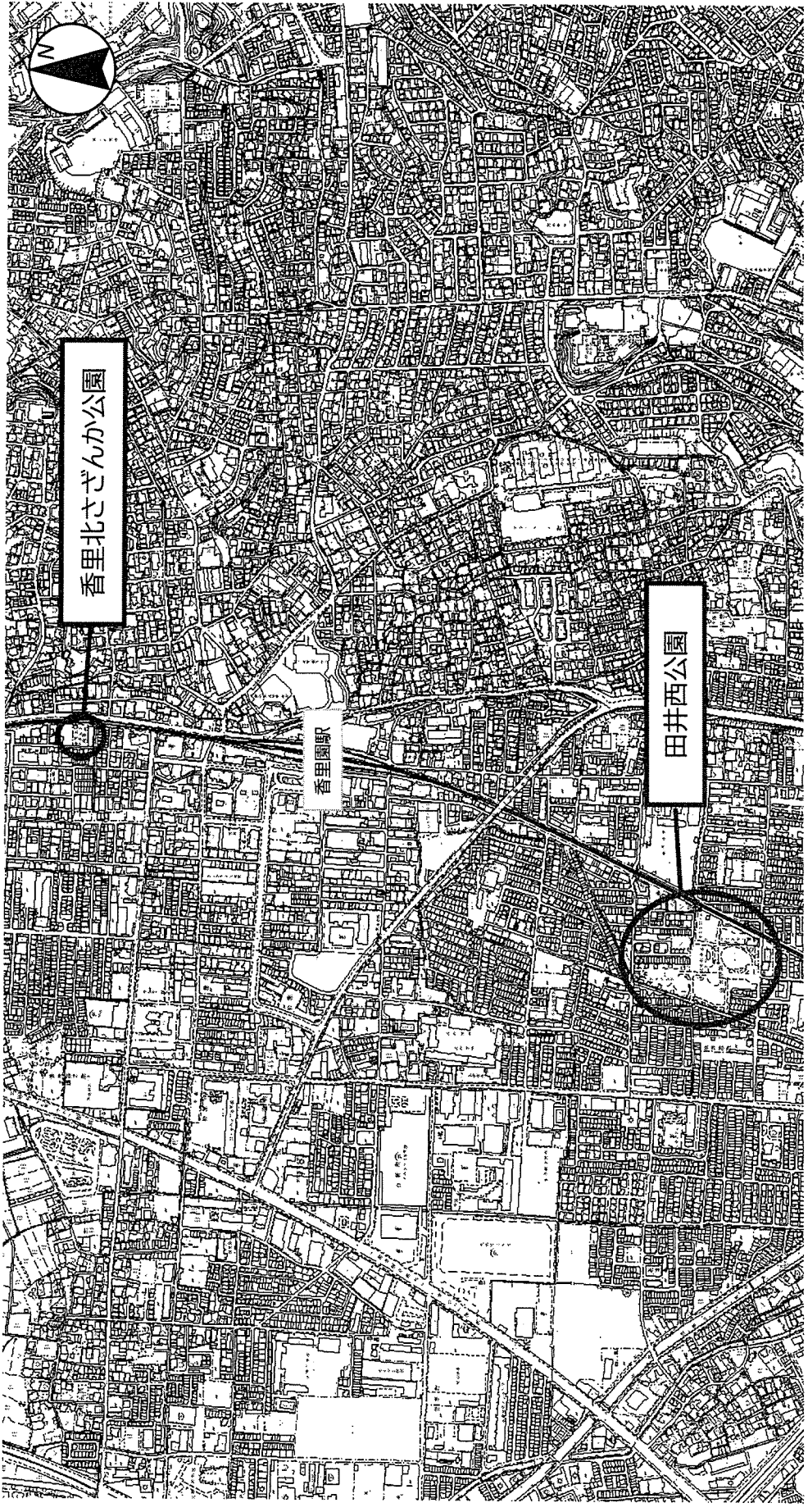
寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

# 「田井西公園外1公園整備工事」工程表

		令和5年度										令和6年度						
		10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月							
田井西公園	基盤整備一式	準備工																
	施設整備一式		仮設工、施設・樹木撤去、整地															
香里北ざんか公園	基盤整備一式	準備工																
	施設整備一式		仮設工、施設・樹木撤去、整地															
	基盤整備一式																	
	施設整備一式																	

田井西公園外1公園(田井西公園(田井西公園及び香里北さざんか公園)整備

位置図



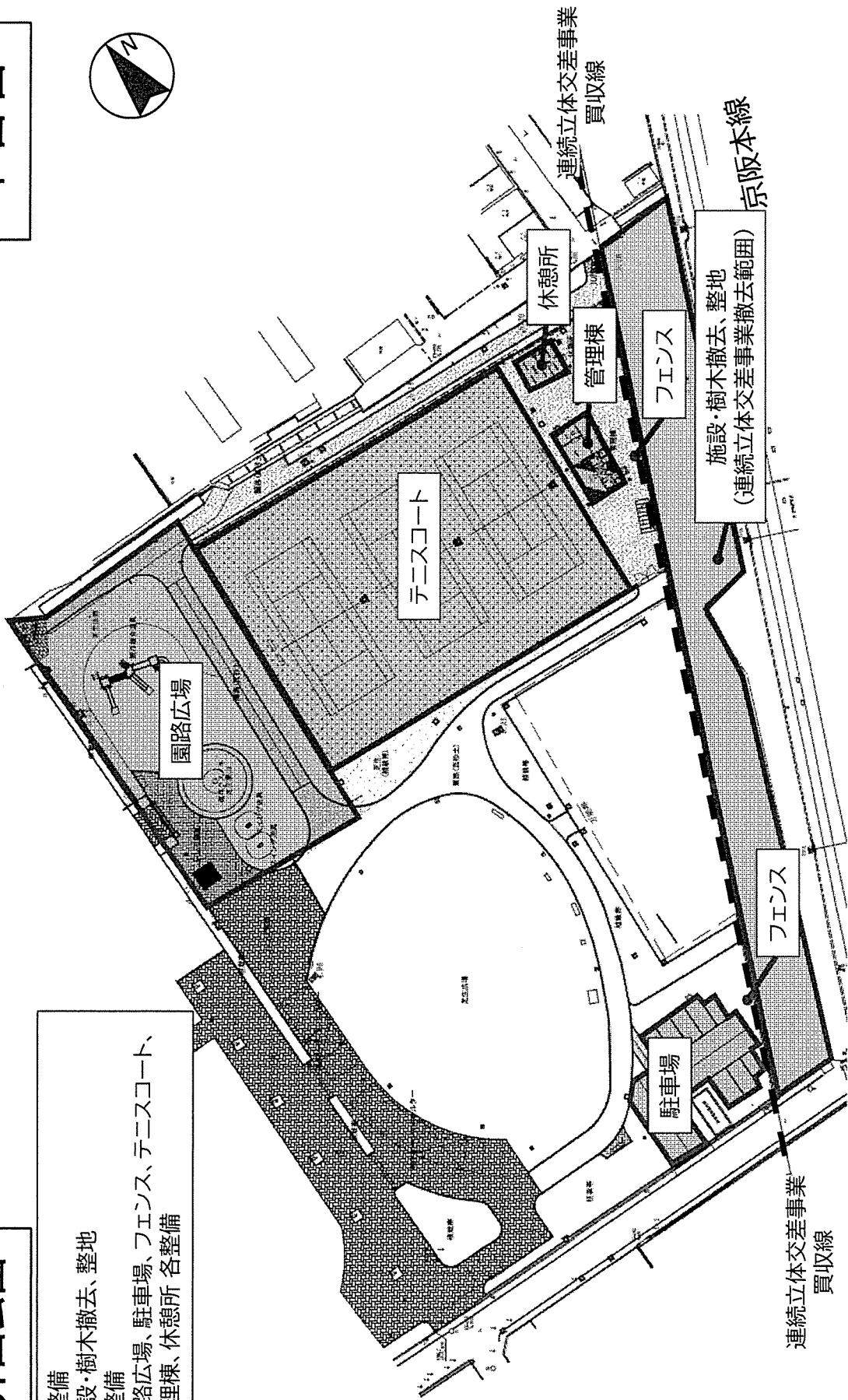


# 平面図



# 田井西公園

基盤整備  
 施設・樹木撤去、整地  
 施設整備  
 園路広場、駐車場、フェンス、テニスコート、  
 管理棟、休憩所 各整備



連続立体交差事業  
買収線

京阪本線

連続立体交差事業  
買収線

施設・樹木撤去、整地  
(連続立体交差事業撤去範囲)

テニスコート

園路広場

駐車場

休憩所

管理棟

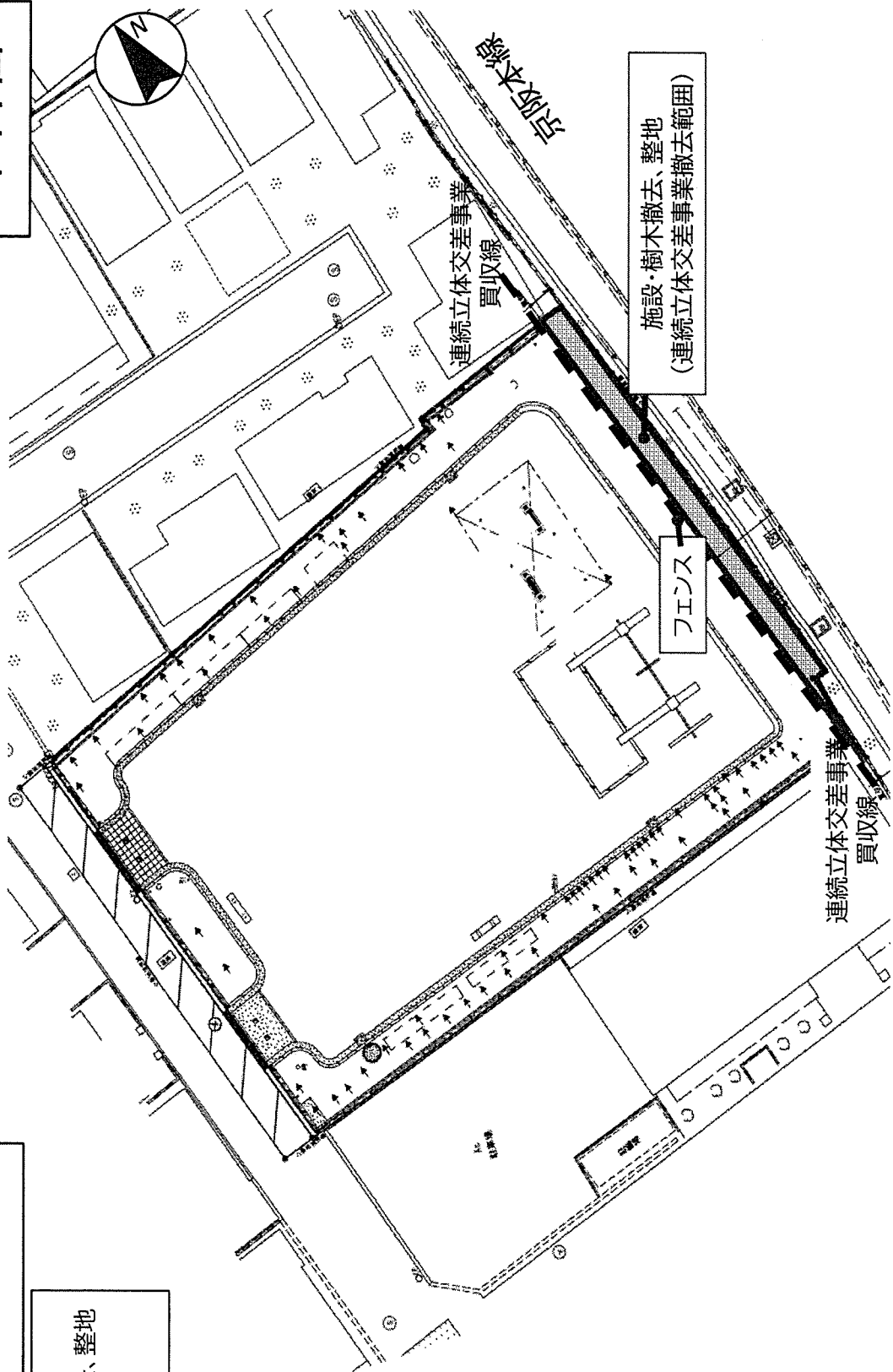
フェンス

フェンス

平面図

香里北さざんか公園

基盤整備  
 施設・樹木撤去、整地  
 施設整備  
 フェンス整備



施設・樹木撤去、整地  
 (連続立体交差事業撤去範囲)

フェンス

連続立体交差事業  
 買収線

(議案第 91 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事

### 変 更 事 項

#### 契 約 金 額

変 更 前 金7,683,500,000円  
(内消費税及び地方消費税の額 698,500,000円)

変 更 後 金8,841,032,200円  
(内消費税及び地方消費税の額 803,730,200円)

### ※ 理 由

現下における社会情勢や経済・景気の動向の影響による建設資材の高騰に鑑み、『工事請負契約約款』に定める「インフレスライド条項」\*を適用して、請負金額を増額するものである。

#### \* インフレスライド条項

『工事請負契約約款』第26条第6項において、「予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる」旨を定めている。(請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めることとされている(同条第7項本文)。)

### 〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

(議案第 92 号関係)

## 財 産 の 取 得

取得する財産 災害時用備蓄物資

【災害時用備蓄物資 内訳】

品 名	数 量
アルファ化米 (おにぎり) 〔アレルギー対応品〕	46,700 食
アルファ化米 (個食) 〔アレルギー対応品〕	47,850 食
高齢者食 (かゆ) 〔アレルギー対応品〕	5,200 食

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社河本総合防災 大阪支店	19,178,400		
(2)	有限会社コバシ産業	20,125,150		
(3)	株式会社ピーシー販売	21,449,000		
(4)	株式会社ミヨシ	18,054,600	落札	19,498,968
(5)	大和中央製薬株式会社	25,240,000		

経過

令和 5 年 5 月 26 日	制限付一般競争入札の公告
令和 5 年 6 月 12 日 ) 令和 5 年 6 月 21 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 5 年 6 月 26 日 ) 令和 5 年 7 月 6 日	入札
令和 5 年 7 月 7 日	開札
令和 5 年 7 月 12 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

(議案第 93 号関係)

## 令和 4 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分

### 1 理由

令和 4 年度寝屋川市水道事業未処分利益剰余金 3,907,761,407 円のうち建設改良積立金の取崩しにより生じた 500,000,000 円を資本金に組み入れ、500,000,000 円を建設改良積立金に積み立てる。

### 2 内容

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,769,625,449	17,054,749	3,907,761,407
議会の議決による処分額	500,000,000	0	△1,000,000,000
資本金への組入	500,000,000	0	△500,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△500,000,000
処分後残高	6,269,625,449	17,054,749	(繰越利益剰余金) 2,907,761,407

### 3 根拠法令

地方公営企業法第 32 条第 2 項

(議案第 94 号関係)

## 令和4年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

### 1 理由

令和4年度寝屋川市下水道事業未処分利益剰余金 1,041,938,059 円のうち減債積立金の取崩しにより生じた 500,000,000 円を資本金に組み入れ、391,938,059 円を減債積立金に積み立てる。

### 2 内容

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,534,501,170	262,608,975	1,041,938,059
議会の議決による処分額	500,000,000	0	△891,938,059
資本金への組入	500,000,000	0	△500,000,000
減債積立金の積立	0	0	△391,938,059
処分後残高	15,034,501,170	262,608,975	(繰越利益剰余金) 150,000,000

### 3 根拠法令

地方公営企業法第32条第2項

